

# 「ひょうごっ子野外活動大作戦推進事業」仕様書

## 1 業務の名称

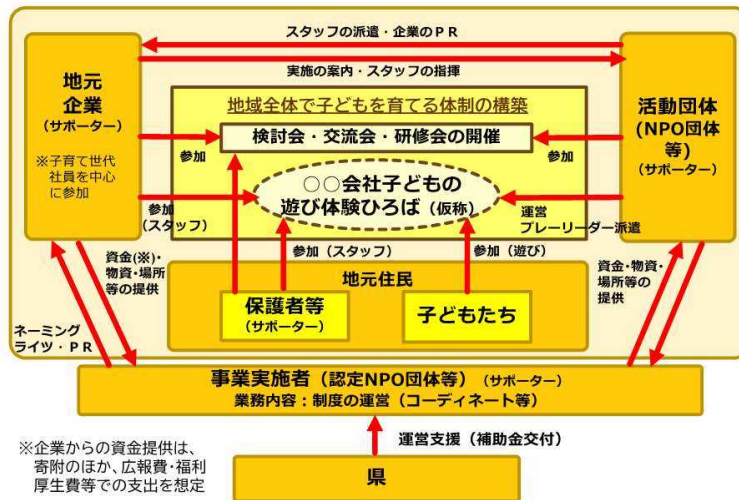
ひょうごっ子野外活動大作戦推進事業

## 2 目的

低年齢の子どもにもインターネット等の利用が急速に進む中、子どもの外遊び等野外活動の機会が減少することにより健康面・精神面への影響が危惧されることから、兵庫県（以下、「県」という。）において従来から重点的に支援してきた子どもの野外活動の一層の推進を図るため、「ひょうごっ子野外活動大作戦推進事業」（以下、「本事業」という。）を実施する。

本事業は、既存の「子どもの冒険ひろば事業」に代わる取組として、前年度構築した新スキーム「子どもの遊び体験サポーター制度（仮称）」（以下、「新制度」という。）の検証を行うために実施するものである。

（参考）新事業スキームイメージ図



## 3 委託期間

令和6年8月1日（木）から令和7年1月31日（金）（予定）

## 4 業務内容

当該事業を受託する者（以下「受託者」という。）は、以下の内容の業務を実施する。

### （1）「子どもの遊び体験サポーター制度」のモデル実施

県内2地域以上において、新制度をモデル的に運営することとし、受託者が当該運営及び次のア～エの業務の実施に係る企画調整に関する業務を担う（イメージ図における「事業実施者」の役割）。

#### ア 「子どもの外遊びサポーター協議会」の設置

企業・活動団体・学校関係者・保護者等の参加により、新制度の運営体制、資金等確保の方法、実施する行事等について協議する会議体を設置・運営する。

(要件)

- ・協議会のメンバーは、企業（3社以上）、活動団体（NPO等）、学校関係者、保護者を必ず含む8名以上で構成する
- ・1地域においては、受託者が活動団体として参加することも可とする
- ・委託期間中3回以上会合を実施

イ 子どもの外遊び、体験活動に係る行事・イベントの開催

協議会で実施内容・実施方法等を協議した上で、協議会構成員の協議により、子どもの外遊び、体験活動に係る行事・イベントをモデル的に開催する。

(要件)

- ・委託期間中3回以上実施
- ・実施結果について協議会において検証を行う

ウ プレーワーカー養成研修（※）、交流会の実施

受託者が協議会のメンバー等を対象に子どもとの接し方、安全管理等について学ぶ研修会を開催する。また、活動の終期に、協議会が成果を発表し交流する交流会を開催する。

※（例）子どもとの接し方、安全管理について等

(要件)

- ・委託期間中各1回実施

エ アンケートの実施

各イベント、交流会、養成研修実施後に参加企業、団体、関係者に対してアンケートを実施する。

## (2) ヒアリングの実施

新制度の運営にあたっての課題や改善点等についてヒアリングを実施する。

(要件)

- ・企業5社以上
- ・「子どもの冒険ひろば」実施事業者5者以上

## 5 業務報告

事業実施期間終了後、以下を各1部提出すること。

なお、提出された資料や記録等は、県のホームページや刊行物等に掲載する場合がある。

- (1) 事業実施報告書（県が指定する様式）
- (2) 参加者等に対するアンケート結果
- (3) 各協議会、イベント、交流会、養成研修で使用した資料等
- (4) 各協議会、イベント、交流会、養成研修の記録  
内容や参加者の様子を適宜記録すること（写真を含む）。
- (5) ヒアリング結果
- (6) 事業実施結果を踏まえ、新制度の課題・改善点をまとめた報告書（A4用紙10ページ程度）

## 6 業務実施上の留意点

- (1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、

実施する業務の詳細について兵庫県と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時までには兵庫県に提出すること。

- (2) 受託者は、やむを得ない事情により、事業を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を兵庫県に連絡し、その指示に従うこと。
- (3) 業務の実施にあたっては、県と定期的又は適宜協議すること。また、業務途中であっても、県が報告を求めた場合は、速やかに対応すること。
- (4) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また業務の履行にあたり不明な事項がある場合等においては、県と受託者が協議のうえ、決定するものとする。
- (5) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要、体制及び責任者を明記の上、事前に県の承諾を得ること。
- (6) 受託者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。